

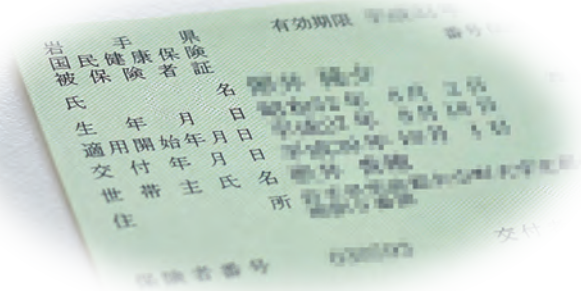
やはば 国保 便り Vol.2 『国保』は加入するときも、脱退するときも手続きが必要です!

やはば国保便りは、市町村が運営する「国民健康保険」について、皆さんが疑問に感じていることやよくあるお問い合わせ、豆知識などを連載記事でお伝えします。

Vol. 2は国保に加入・脱退するときの手続き、高額療養費、各種給付についてです。

皆さんは、国民健康保険を含む医療保険制度に加入しています。医療保険の加入者は、病院などでかかった費用のうち「3割」(年齢によって「1割」や「2割」)を負担すればよいことになっています。

次の場合は、医療保険制度の切り替え手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。医療保険制度の切り替えをしないと、医療機関にかかったときの費用負担が「10割」になってしまう可能性があります。



Q 会社を辞めたので、国保に加入したいときはどうするの？

A 必要書類を持って、国保担当窓口（役場住民課医療年金係）で加入手続きを！

【必要なもの】 ①健康保険の資格喪失証明書または離職票、②マイナンバーカードまたは個人番号通知カード（世帯主と国保に加入する方の分）が必要です。

※離職票は、国保に加入するのが離職した方のみ加入であれば必要書類として有効です。

Q 別の医療保険制度に加入したので、国保をやめたいときはどうするの？

A 必要書類を持って、国保担当窓口（役場住民課医療年金係）で脱退手続きを！

【必要なもの】 ①新しい保険証（社会保険に加入した家族全員分）、②マイナンバーカードまたは個人番号通知カード（世帯主と社会保険に加入した方の分）

皆さんから、国保担当に「病院に行く回数が増えて、医療費が高額になりそうなんだけど、どうにかならない？」というお問い合わせがあります。そんなときは、「高額療養費制度」をご利用ください。利用には役場で事前に手続きが必要です。

Q 医療費高額になりそう…どうにかならない？

A 役場で「限度額適用認定証」の手続きをして、医療機関に提示！

【必要なもの】 ①保険証②はんこ③マイナンバーカードまたは個人番号通知カード（世帯主と申請者の分）

事前に国保担当の窓口申請して、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。認定証を提示することで、医療機関での負担が自己負担限度額までになります。非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示で入院時の食事代も減額されます。※医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合は、超過分を高額療養費として払い戻します（対象者には役場から通知が届きますので、手続きをお願いします）。※通知書が届いていないのに、役場の職員を名乗る者から「医療費の払い戻しがある。口座番号を教えてください」などの電話があった場合は「詐欺」の可能性があります。その際は、役場住民課医療年金係や警察にご連絡ください。

国保加入者の主な疾病の状況

矢巾町の国保に加入している方がどんな病気にかかっているのか数字で紹介します。

直近3年間の全体医療費のうち、割合の高い疾病順（上位10位）にまとめてみました。

| 順位 | 平成 27 年 | 割合 (%) | 平成 28 年 | 割合 | 平成 29 年 | 割合 |
|------|-----------------|--------|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 1 位 | 糖尿病 | 6.6 | 糖尿病 | 6.8 | 糖尿病 | 6.7 |
| 2 位 | 高血圧症 | 6.4 | 高血圧症 | 6.2 | 高血圧症 | 5.1 |
| 3 位 | 統合失調症 | 5.4 | 統合失調症 | 5.5 | 統合失調症 | 4.6 |
| 4 位 | 慢性腎不全 (透析あり) | 3.9 | 慢性腎不全 (透析あり) | 3.9 | 脂質異常症 | 2.9 |
| 5 位 | 脳梗塞 | 3.1 | 脂質異常症 | 3.0 | 不整脈 | 2.8 |
| 6 位 | 不整脈 | 3.0 | 脳梗塞 | 2.4 | うつ病 | 2.5 |
| 7 位 | 脂質異常症 | 2.9 | 関節疾患 | 2.4 | 慢性腎不全 (透析あり) | 2.3 |
| 8 位 | うつ病 | 2.3 | 不整脈 | 2.3 | 肺がん | 2.3 |
| 9 位 | 大腸がん | 2.2 | うつ病 | 2.3 | 関節疾患 | 2.2 |
| 10 位 | 脳出血 | 1.7 | C 型肝炎 | 2.2 | 骨折 | 1.8 |

文字が赤くなっているところは、生活習慣病に含まれる疾患です。表を見ると、生活習慣病が上位を占めていることが分かります。

国保は皆さんからの保険税で運営されています。医療費が増えれば、保険税も上がります。皆さんの負担が増えないようにするには、日ごろの生活習慣を改善するなどの健康づくりが重要です。毎年、特定健診を受診して、重症化する前に病院で治療しましょう。

■ 生活習慣病とは…

食事・運動・喫煙・飲酒などの生活習慣が発症・進行に関与する疾患群。（広辞苑より引用）

いろいろな給付で皆さんを支えています！

国保加入者は申請により、次のような給付を受けることができます。ご利用について詳しくは、お問い合わせください。

- 入院したときの食事代（入院時食事療養費）
- 子どもが生まれたとき（出産育児一時金）
- 国保加入の家族が死亡したとき（葬祭費）
- 訪問看護を利用したとき（訪問看護療養費）
- 重病人の移送費がかかったとき（移送費）
- ギプスやコルセットなど治療用装具（医師が認めた場合）を購入したとき など

まとめ

- 「国民健康保険」への加入・脱退は役場住民課で！手続きの際は必要書類を確認しましょう。
- 医療費の支払いが多くなるときは「高額療養費制度」を利用しましょう。事前手続きを忘れずに！
- 医療費が増えると保険税も上がる！日ごろの健康づくりが大切です。

このページでご不明な点は、役場住民課医療年金係（☎ 611-2501、2509、2510）へお問い合わせください。